

平成18年2月23日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号  
株式会社日立モバイル  
執行役社長 金子 邦 榮

## 株式交換に伴う株式の取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年2月17日（金）開催の臨時株主総会において、当社と株式会社日立製作所（以下、「日立製作所」という。）との株式交換契約書が承認されたことにより、平成18年4月1日（土）（株式交換の日）をもって両社間で株式交換を実施し、当社は日立製作所の完全子会社となる予定であり、当社株式は平成18年3月28日（火）をもって上場廃止となる予定です。

つきましては、株式交換に伴う株式のお取扱い・手続きについて下記によりご案内いたします。 敬 具

### 記

#### 1. 株式交換について

この株式交換は、株式交換の日の前日〔平成18年3月31日（金）〕最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載された日立製作所を除く株主（実質株主を含む。以下同じ。）の皆様に対し、ご所有の当社株式1株につき1.036株の割合で日立製作所の株式が割当交付されることにより行われます。株式交換の日の到来により、日立製作所以外の株主の皆様が所有する当社株式は、すべて日立製作所に移転し、当社がそれまでに発行した株券は商法上無効となります。なお、当社株式の東京証券取引所における上場廃止日は平成18年3月28日（火）の予定であり、当社株券の売買取引が可能なのは、上場廃止日の前日（平成18年3月27日（月））までの予定となっております。

#### 2. 当社株式を株券としてご所有の場合

当社株式を株券としてご所有され、且つご売却のご予定がない皆様は、お手数ではございますが、株券提出期間〔平成18年2月27日（月）から平成18年3月31日（金）まで〕内にご所有の当社株券すべてをご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社株券のご提出にあたりましては、後記「株券提出のご案内」をご高覧いただきますとともに、証券会社の保護預りをご利用されている方は、その証券会社にご提出方法等をご確認くださいようお願い申し上げます。

後記のとおり、当社株券をご提出いただきましてから日立製作所の新株券がお手元に到着するまでの間は、ご所有株式のご売却ができなくなりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます〔日立製作所の新株券は平成18年5月19日（金）送付予定〕。

#### 3. 当社株式を証券保管振替機構に預託されている場合

当社株式を証券保管振替機構に預託されている場合は、同機構が株券提出の手続きを行いますので、株券保管振替制度をご利用の皆様は、株式交換に伴う株券提出の一切の手続きは不要です。

また、現在、当社株式を株券としてご所有されている場合でも、平成18年3月中旬までに株券保管振替制度のご利用の手続きを済まされますと、株券の提出及び日立製作所の新株券の交付とは事実上一切関係なく、株式交換の日〔平成18年4月1日（土）（実質4月3日（月））〕からご所有株式（日立製作所株式）のご売却が可能となりますが、株券保管振替制度のご利用につきましては、お取引証券会社にご相談くださいますようお願い申し上げます。

なお、登録单元未満株式及び株券不所持申出をされている株式につきましても、株券提出の手続きは必要ございませんので、併せてご案内申し上げます。

手続きの詳細につきましては、次頁以降をご参照願います。

以 上

## ご案内要旨

### 1. 株券保管振替制度をご利用の場合

株式交換に伴う一切の手続きは不要です。ただし、下記にご留意ください。

- ①ご所有株式についてのお取扱いがご不明の方は、お取引証券会社にお問い合わせください。
- ②現在、当社株式を株券としてご所有されている場合でも、平成18年3月中旬までに株券保管振替制度ご利用の手続きを取られますと、今回の当社株券の提出及び新株券の交付とは関係なく、株式交換の日[平成18年4月1日（土）（実質4月3日（月））]から、日立製作所株式としてのご売却が可能となります。ご利用の手続きにつきましては、お取引証券会社にご相談ください。

### 2. 株券保管振替制度をご利用にならない場合

ご所有の当社株券のすべてを、平成18年2月27日（月）から平成18年3月31日（金）までの間にご提出ください。

- ①ご提出の方法につきましては、次頁以降をご参照のうえ、手続きをお取りください。
- ②当社株券を証券会社の保護預りにされている方は、お取引証券会社にご相談ください。
- ③当社株券をご提出されてから日立製作所の新株券がお手元に到着するまでの間は、ご所有株式のご売却はできませんのでご注意ください。
- ④当社株券を一旦提出されますと取消すことはできません。
- ⑤日立製作所の新株券のご送付は、平成18年5月19日（金）の予定ですので、それまでの間にご売却をお考えの方は、株券保管振替制度をご利用いただきますとご便利かと存じます。

### 3. 単元未満株式のお取扱い

単元未満株式のお取扱いにつきましては、「**Ⅵ. 単元未満株式の買取請求について**」及び「**Ⅶ. 単元未満株式の買増請求について**」をご参照ください。

# 株 券 提 出 の ご 案 内

## \*ご注意\*

平成18年3月中旬までに株券保管振替制度をご利用にならない場合は、当社株式が上場廃止となる予定の平成18年3月28日（火）から日立製作所の新株券を交付する予定の平成18年5月19日（金）までの間は、ご所有株式のご売却ができなくなりますのでご注意ください。株券保管振替制度のご利用については、お早めにお取引証券会社にご相談ください。

## I. 株券提出期間

平成18年2月27日（月）から平成18年3月31日（金）まで

## II. 株券提出場所（名義書換代理人の事務取扱場所及び取次所）

事務取扱場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番2号（東銀ビル3階）  
東京証券代行株式会社 本店  
ご照会先 電話 ☎ 0120-49-7009

取 次 所 東京証券代行株式会社営業所  
中央三井信託銀行株式会社 本店・全国各支店

## III. 株券提出方法

### 1. 自己名義の株券をお持ちの場合

#### (1) 直接持参される場合

同封の「株券提出明細書」に必要事項をご記入、ご押印（お届出印）のうえ、**お手元の株券全部を添えて**、「株券提出場所」（前記II. 記載）にご提出願います。

#### (2) 郵送される場合

同封の「株券提出明細書」に必要事項をご記入、ご押印（お届出印）のうえ、**お手元の株券全部とともに**、同封の返信用封筒（送料当社負担）により株券提出期間内に到着するようご送付願います。書留便となっておりますので、**最寄りの郵便局窓口にて**お手続きください。（お手続きの際に郵便局窓口で発行される書留受領証は、念のため新株券または「単元未満株式登録ご通知」がお手元に到着するまでご保管願います。）

## 2. 他人名義の株券をお持ちの場合

名義書換未済の株券をお持ちの場合は、同封の「株券提出明細書」の他に、「株券提出場所」（前記Ⅱ．記載）等に備え付けの「株式名義書換請求書（兼株主票）」に必要事項をご記入、ご押印（お届出印）のうえ、**お手元の株券全部を添えて**、前記Ⅲ．1．記載の「自己名義の株券をお持ちの場合」と同様の方法でご提出願います。

## 3. 「提出株券受付票」の発行

ご提出の株券については、「提出株券受付票」を発行いたします。この「提出株券受付票」は株券との引換、売買、譲渡、質入れ等は一切できませんが、株券提出のしるしとなりますので、新株券または「単元未満株式登録ご通知」がお手元に到着するまで念のためご保管願います。

### （ご注意）

- (1) ご所有株券は、一括取りまとめのうえ、お早めにご提出の手続きをお取りくださいますようお願い申し上げます。
- (2) **株券提出後の取消し、株券の返還または提出名義人の変更等のご請求はできませんので、ご注意願います。**
- (3) 株券提出後ご住所を変更される場合は、すみやかに「変更届」をご提出ください。
- (4) お届出のご住所以外で新株券の受領をご希望の方は、**株券提出の際に送付先指定の届出を行ってください。**
- (5) 株式交換後の新株券は、日立製作所の売買単位である1,000株券で交付させていただきます。  
なお、10,000株以上の新株券発行の場合で、10,000株券を基準とした最少枚数での株券の発行を希望する方は、「株券提出明細書」の券種指示欄によりご指示ください。
- (6) 株券紛失等により、ご提出の対象となる株券がお手元にない場合やその他ご不明の点は、直接「株券提出場所」事務取扱場所（前記Ⅱ．記載）にご照会願います。

## 4. 株券の提出を要しない場合

次の株主の方は、「株券提出明細書」をご提出いただく必要はございません。

- ① 登録単元未満株式のみをご所有の株主様
- ② 不所持株式のみをご所有の株主様
- ③ 証券保管振替機構に預託されている株式のみをご所有の株主様
- ④ 上記①②③の株式をあわせてご所有の株主様

（同封の「株券提出明細書」の「提出を要する株券の株式数」と「提出不要の株式数」欄に印字された株式数をご参照ください。なお、「保振預託株式数」に記載の株式数は、平成18年1月4日現在の状況を表示しております。）

#### IV. 新株券交付の時期及び方法

##### 1. 株券提出期間内に株券をご提出された場合

平成18年5月19日（金）＜予定＞にお届出のご住所またはご指定のご住所宛に新株券を「配達記録郵便」にてご送付いたします。ただし、株式交換の結果、日立製作所の1単元（1,000株）未満となる株式につきましては、新株券は発行できませんので、株主名簿への登録のみとし、「単元未満株式登録ご通知」をご送付いたします。

また、日立製作所の登録単元未満株式をすでにご所有されており、このたびの株式交換により割当交付される同社株式が加わることにより、ご所有の同社登録単元未満株式が1単元（1,000株）となった場合の株券は、平成18年5月下旬にお届出のご住所またはご指定のご住所宛に「配達記録郵便」にてご送付いたします。

##### 2. 株券提出期間内に株券をご提出されなかった場合

株券提出期間の経過とともに、当社株券は株券としての効力を失うこととなります。

ただし、平成18年5月19日（金）から失効した当社旧株券と引換に日立製作所の新株券をお引渡しいたしますので、旧株券と「株券提出明細書」を「株券提出場所」（前記Ⅱ. 記載）にご提出のうえ、お引換をご請求ください。新株券の交付には、10日間程度の日数を要しますので予めご承知おきください。

なお、平成18年4月1日（土）から平成18年5月18日（木）までは、お引換のご請求及び名義書換のご請求はできませんのでご注意ください。

#### V. 端数株式処分代金について

株式交換に際して日立製作所の株式割当の結果生ずる1株未満の端数株式は、一括取りまとめのうえ、法定の手続きにより処分し、端数株式の割当を受けた株主様に、その割当数に応じて処分代金を平成18年6月下旬にお支払いいたします。

#### VI. 単元未満株式の買取請求について

単元未満株式の買取制度は、市場で売買することができない1単元（1,000株）に満たない数の日立製作所株式（単元未満株式）を同社が市場価格にて株主様より買い取る制度です。

買取のご請求は、平成18年4月3日（月）より受付を開始いたしますが、平成18年5月18日（木）までの受付分の買取代金につきましては、平成18年5月下旬のお支払いを予定しておりますのでご了承ください。

なお、単元未満株式の買取につきましては、日立製作所株式の割当交付後いつでもご請求いただくことができます（通常はご請求の受付から6営業日後に買取代金をお支払いします。）。

〈買取請求のお手続き〉

- ①日立製作所の名義書換代理人である東京証券代行株式会社（単元未満株式を証券保管振替機構に預託されている株主様はお取引の証券会社）に買取を希望される旨をご連絡ください。単元未満株式買取請求書用紙を交付または、郵送いたしますので、同用紙に必要事項をご記入のうえ、東京証券代行株式会社にご提出ください。
- ②1株当たりの買取価格は、買取請求書到着日の東京証券取引所における日立製作所株式の終値となります。

## Ⅶ. 単元未満株式の買増請求について

単元未満株式の買増制度は、株主様が所有することとなる日立製作所の単元未満株式とあわせて1単元（1,000株）となるよう、日立製作所の株式を買い増すことができる制度です。

### 1. 平成18年4月3日（月）から平成18年5月18日（木）までのお取扱い

この期間中は、買増請求の受付を停止させていただきます。

### 2. 平成18年5月19日（金）以降のお取扱い

株式交換後のご所有単元未満株式数が、日立製作所の単元株式数（1,000株）に不足する分について、同社の株式取扱規則に基づきお取扱いいたします。

〈買増請求のお手続き〉

- ①東京証券代行株式会社（単元未満株式を証券保管振替機構に預託されている株主様はお取引の証券会社）に買い増しを希望される旨をご連絡ください。単元未満株式買増請求書用紙を交付または、郵送いたしますので、同用紙に必要事項をご記入のうえ、買増概算金（注）の振込票の控を添えて東京証券代行株式会社にご提出ください。

（注）買増概算金 = 買増請求書提出日の前営業日の東京証券取引所に

おける日立製作所株式の終値 × 買増株式数 × 1.3

- ②買増概算金から買増代金（買増請求書到着日の東京証券取引所における日立製作所株式の終値×買増株数）を差し引いた残金は、買増請求書においてご指定いただいた方法により返金いたします。

## Ⅷ. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は、次頁のとおりとなる予定ですので、ご所有株式の売買にあたり十分にご留意ください。

なお、株券保管振替制度をご利用されず、株券をご提出された場合には、日立製作所の新株券をお受取りになるまでご所有株式の普通取引によるご売却ができなくなりますのでご注意ください。

### ☆株式交換の日程と株式の流通

年 月 日	主 な 日 程	株 式 の 流 通
平成18年 2月27日 (月)	株券提出受付開始	当社株式は、平成18年 3月27日 (月) までは、東京証券取引所において、従来どおり売買できます。 なお、株券保管振替制度をご利用されずに株券をご提出された場合には、日立製作所の新株券がお手元に到着するまでは、普通取引によるご売却ができなくなります。
平成18年 3月27日 (月)	当社株式の東京証券取引所における売買最終日	
平成18年 3月28日 (火)	上場廃止日	当社株式は、平成18年 3月28日 (火) に上場が廃止され、同日から東京証券取引所での売買ができなくなります。
平成18年 3月31日 (金)	株券提出受付最終日	
平成18年 4月 1日 (土)	株式交換の日	平成18年 3月中旬までに株券保管振替制度による預託扱いとなった当社株式につきましては、平成18年 4月 1日 (実質 4月 3日 (月)) から、日立製作所株式として東京・大阪・名古屋・福岡・札幌の各証券取引所において売買 (1,000株単位) が可能となります。
平成18年 5月19日 (金) (予定)	日立製作所新株券の交付開始日	株券保管振替制度をご利用されずに株券提出手続きを取られた当社株式につきましては、日立製作所の新株券が交付されてから同社株式としての売買が可能となります。

### IX. その他

以上の他、株券提出等についてのご照会は、「株券提出場所」 (前記Ⅱ. 記載) へお問い合わせください。

以 上